

平成26年度 第12回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年3月20日（金）14時30分から14時51分まで

2、開催場所：西宮市役所東館805会議室

3、出席委員（14人）

会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	上向井 賢二
	4番	佐藤 みち子
	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝
	15番	前田 豊

4、欠席委員（1人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 19 号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明交付の件

報告第 44 号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第 45 号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第 46 号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第 47 号 租税特別法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第 48 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	水田 正清
主事	北島 知晶

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたが、総会を開会するにあたり、先にお断り申し上げます。本日の総会については、吉田会長から体調の都合により、欠席する旨の報告がありました。

つきましては、本日の総会の議事進行は会長の職務代理として私が行いますので、皆様よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上です。農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、6番 茶谷委員と、7番 大前委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

事務局長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第19号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

議案第19号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございますが、議案書1ページに1件ございます。

【議案書朗読】

番号1について、主たる従事者であった松山正春氏は平成26年9月7日に享年86歳でお亡くなりになり、宏氏と幸雄氏が当該農地を相続することになりましたが、農地を維持することが困難になったものです。生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、農業委員会に対し被相続人が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。奥村委員、お願いします。

奥村(10番) 議案第19号についてご説明いたします。段上町8丁目の申請農地は、添付の地図でお解かりいただけたと思いますが、山陽新幹線の高架沿いにすぐ北側のところにあります。農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第19号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に

係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第19号につきましては、証明書を交付することといたします。

議長 続きまして、これより報告案件に入ります。まず、報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございですが、議案書2ページに1件ございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第45号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第45号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございですが、議案書3ページに4件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第46号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第46号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございですが、議案書4ページに2件ございます。

【議案書朗読】農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 4 7 号「租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 4 7 号「租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書 5 ページに 2 件ございます。

【議案書朗読】

番号 1 について、2 月 9 日に現地調査をした結果、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年 3 0 0 日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています

番号 2 について、2 月 2 4 日に現地調査をした結果、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年 1 1 0 日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。いずれにつきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 4 8 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第 4 8 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 6 ページに 2 件ございます。

【議案書朗読】

2 月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

上記議事録を正当と認め署名す。

議長：

委員：

委員：